

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成30年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	平成31年3月18日(月) 午後2時00分から午後3時29分
3. 開催場所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 本庁舎5階特別会議室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、中村 貴雄、宮本 留規、 松田 ますみ、門 暉代司(副会長)、山本 真帆、 中北 直子、西村 文雄 (事務局) 建設部部长: 長野 功 建設部次長: 伊藤 篤 都市景観・計画担当参事兼都市計画課長事務取扱 兼松阪市空家等対策担当: 廣田 昇 景観担当主幹兼景観係長事務取扱 : 山本 誠 景観係 : 亀谷 佳伸 景観係 : 濱本 織衣
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	0名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

平成30年度 第1回松阪市景観審議会事項書

1. あいさつ

2. 報告事項

- (1) 松阪市景観計画改正検討委員会の取り組み等について
- (2) 中万地区での取り組みについて
- (3) 松阪市景観計画運用実績について

3. 閉会

事務局 ・ 傍聴者入場の説明
・ あいさつ
・ 委員紹介
・ 会長、副会長の選出
・ 人数確認
・ 配布資料の確認

事務局 それでは、会長、議事進行をお願いします。

会長 本日はお忙しい中、平成30年度第1回松阪市景観審議会にご出席いただきありがとうございます。それでは、事項書に沿って進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。本日は報告事項3件ございます。いつものように事務局からそれぞれ報告していただき、その後に委員の方からのご意見、ご質問を受けるといった形で進めていきたいと思っております。それでは、報告事項（1）について事務局から報告をよろしくをお願いします。

事務局 報告事項（1）説明

会長 ただいま説明がありました報告事項（1）ですが、委員の方から今後に向けてのアドバイスやご意見、ご質問があればよろしくお願い致します。松阪市景観計画改正検討委員会の委員をされている方は、今の報告事項については景観計画改正検討委員会で検討していますので、状況は良くご存じだと思います。景観計画改正検討委員会に参加されていない審議会委員の方で、何かご意見は無いでしょうか。また、景観計画改正検討委員会に参加されている委員の方で、補足の意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、私から1点お話しさせていただきます。資料1は先日、松阪市景観計画検討委員会で検討した内容です。来年度以降、資料1の通りの方針で進めていくというものです。松阪市景観計画を運用している中で、課題が見えてきましたので、改定に向けて議論していく内容をこの表にまとめていただいています。

資料2に関してですが、事務局が松阪のガイドボランティアの会の集まりで、重点地区について説明していただきました。ガイドボランティアの方は、城下町について案内、紹介されていましたが、重点地区についてはあまりご存じではないとのことでした。これからは、この辺りは歴史的なまちなみが残っていますというような、重点地区について案内していただけるのではないのでしょうか。また、ガイドボランティアの方が資料2を読んでいただくことで、それぞれの重点地区の建物の特徴についてわかると思います。歴史的な建物といいましても、農村集落なのか、武家地なのか、町人地なのかによって建物の特徴が違ってきます。そのような所も可能な限り説明していただけたらということで、資料2を作っていただきました。このような内容を説明することが定着することで、ガイドボランティアの方にもここ

からが重点地区であること、景観計画が作られていることについてご理解いただけると思いますし、今後、何かまちづくりのイベントを実施する際には、ガイドボランティアの方々に声を掛けやすくなるのではないのでしょうか。

私も近い将来、ガイドボランティアの方々と何かイベントをすることができればいいと思います。普段見慣れているまちを、ガイドボランティアの方の説明を聞きながら歩いてもらい、そのまちの特徴について改めて感じ取っていただけるような場を作っていたいただければと思います。

資料3には景観交流会のリニューアルについての内容があります。例えば、景観絵画コンクールでは多くの子どもたちが城下町の絵を描いてくれますので、入賞者をガイドボランティアの方に案内してもらうようなこともできると良いのではないかと、景観計画改正検討委員会で検討しました。

今まで部分的に様々な取り組みを行ってきていますので、来年度以降は色々な部署と協力しながら、重点地区に指定されているということを知っていただけるような、普及啓発活動に取り組んでいけたらと思います。

資料2の1ページに外からの目線による地区への評価と記載していただいています。これはとても重要なことです。昨日、名古屋市で景観シンポジウムがあり、滋賀県長浜市の黒壁のまちづくりをされている伊藤さんをお呼びして、30年間どのような取り組みを行ってきたかについて、名古屋市民の前でお話ししていただきました。そしてその話の中で、外からの評価が非常に重要であるとおっしゃられていました。内側の住民だけで取り組んでいると、このまちなみのどこがいいのかという疑問がどうしても生じてしまいます。外からの観光客の方がこのまちなみは素晴らしいということを建物の所有者の方に話しかけてくださる機会が増え、内側の人達の意識が良い方向に変わっていくことで、まちづくり活動が長続きするということです。松阪市もガイドボランティアの方に重点地区をたくさん案内していただき、いいまちなみであることを外の方に言っていて、それが建物所有者の方の耳に届くようになると、気持ちに変化していくということもあるのではないかと感じています。

他にいかがでしょうか。

事務局 ガイドボランティアの方々にはまだ一度案内しただけですので、実際に成果が上がってくるかどうかはまだわかりませんが、これからどのような状況であるのかをこまめに確認していきたいと思います。

会長 そうですね。実際重点地区について説明していただいてどのような反応だったかを聞くことができると良いと思いますので、よろしくお願い致します。

では資料1から資料3についてはよろしかったでしょうか。それでは続きまして報告事項(2)について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告事項(2)説明

会長 ありがとうございます。それでは報告事項（２）について、委員の方から何かご質問等があればよろしくをお願いします。

委員 ６番組から９番組の方々ですが、中万市等のイベント時には参加されているのでしょうか。重点地区の指定についてどのように考えておられるのでしょうか。

事務局 参加されています。毎月１回開催されている中万まちなみ保存委員会にも、欠席の場合もありますが、何名か参加されています。７番組から９番組は新しいハウスメーカーの家などが並んでいます。しかしひとつのコミュニティということですので、保存委員会のメンバーに参加されています。保存委員会の委員の方の中には、重点地区候補地は１番組から５番組で自身の家は対象にならないけれど、中万地区全体の取り組みということで、熱心に参加されている方もいらっしゃいます。

会長 ２月２４日の説明会の雰囲気はいかがでしたか

事務局 説明会はより話をしやすい場にするために、１番組から３番組を午前中に、４番組から５番組を午後からと、前回よりも細かい単位で実施しました。初めにこちらからパワーポイントで説明し、その後組ごとに分かれて意見や質問を出してもらいようにし、活発な討議が行われ、様々な意見を頂きました。

会長 前に進んでいるということですね。他にいかがでしょうか。

委員 １番組から５番組で空き家はどれくらいあるのでしょうか。

事務局 平成３０年４月の段階ですが、地元の調査では５軒です。

委員 もう少し増えているかもしれませんね。

会長 除却する必要があるような危険な空き家は無いとのことでしょうか。

事務局 説明会の話し合いの中で、空き家についての意見は出ていました。今後中万地区に住んでおられない方への周知方法についてや、現時点では周辺の家に影響を与えるような家はありませんが、このような空き家の状況が継続していくことについて、課題がある部分であることは認識させていただいています。

会長 松阪市全体では特定空き家の認定は始まっているのでしょうか。

事務局 まだ始まっていません。

会長 計画は作られているのですでしたか。

事務局 空き家の計画は作りましたが、まだ認定までは進んでいません。来年度からは、不良空き家に対する取り壊しの補助金を新設します。特定空き家になる前の空き家を、所有者の方に取り壊していただくという取り組みを今進めています。

会長 わかりました。他に質問はありませんでしょうか。

三重県内ですと、市場庄に続いて旧美杉村の農村集落の地区で同意が取れましたので、後は手続きをするだけになりました。今までは都市部のまちなみが指定の中心でしたが、農村集落の景観の良い所を重点地区指定し、観光部局の行っているイベント等と協力することで、地域の活性化に貢献できるようになるのではないのでしょうか。魅力的な地区になると、空き家が出ても、取り壊さずに貸したいという方が出てくる可能性も出てくるのではないのでしょうか。三重県全体でも郊外の集落地区で、重点地区に賛同していただける地区が少しずつ増えてきていることを、機会があれば中万地区のみなさんにお話しし、背中を押していきたいと思えます。

では報告事項（２）についてはよろしいでしょうか。それでは続きまして、報告事項（３）について事務局より説明をお願い致します。

事務局 報告事項（３）説明

会長 それでは報告事項（３）について、委員の方からご意見があればよろしくお願ひします。

委員 バス駐車場が新しくでき、その管理を観光協会が受けるのですが、そこで使用するコーンを現在制作しており、よくある一般的なものではなく、京都の町家で見つけたものに似たものを竹屋にお願いし、少しでも長谷川邸等周辺のまちなみに配慮したいと考えております。同じものは出来ないとは思いますが、黒いコーンの上に竹で細工をしたものを考えております。３月末にできる予定です。

会長 いいですね、そういった積み重ねが重要だと思います。

他の方からご意見ありますでしょうか。それでは私から一つ、審議事項ではありませんが、参考意見です。資料５の２３ページ、高速道路及び自動車専用道路の両側５００メートルの禁止地域についてですが、私は以前三重県屋外広告物審議会の会長をしていました。この両側５００メートルの禁止地域は非常に有効です。新幹線に乗るとわかるのですが、沿線を規制している県は景観が美しく、静岡県が熱心に取り組んでおられます。新幹線の窓から景色を眺めていると、愛知県内は看板が多く、静岡県に入ると途端に看板が減ります。そして、神奈川県に入るとまた看板が増えてきます。新幹線沿線といいましても建物の裏側ということもありますので、

例外認めてもいいのではないかという意見があるかもしれません。しかし、それを認めてしまうことで、美しい景観が損なわれてしまう可能性があるのです。基本的には一律で規制しているのだと思われます。三重県内も特別な条件があれば緩和してもいいと思いますが、基本的には一律で規制した方が良くはないでしょうか。三重県が高速道路及び自動車専用道路の両側500メートルを規制していることは先進的です。伊勢自動車道が開通する際には、早めに禁止地域の設定をしたため、自動車道の両側には看板が本当に少ない。そういった規制があると知らない人の方が多く、当たり前景色のように思っておられるかもしれませんが、もしその規制が無ければ、看板は非常に多かったのではないのでしょうか。このような話が出てくるのは、三重県内で高速道路が増えてきたからということですね。北勢地域は開発したいという要望があるのかもしれません。どのあたりで折り合いをつけるのかは難しい問題だと思いますが、北勢地域は高速道路が完成したばかりなので、禁止地域である方が長い目で見れば絶対に良いと思います。このことを三重県屋外広告物審議会では是非意見していただければと思います。

事務局 三重県屋外広告物審議会でのこの話題が出てきた際には、伝えさせていただきます。

委員 余談になりますが、平成の初めごろに高速道路、アクセス道路ができた際、宣伝になるということで、ある店がその沿線に大きな看板を出すという動きがあり、協議をした記憶があります。当時としては、そこを利用しようという動きがあったことを覚えています。

会長 新しい道路が開通すると看板を出したいという要望が必ずありましたね。しかしながら、最近は看板でお店を決めるようなことはせず、あらかじめカーナビゲーションに入力してから向かったり、スマートフォンで検索したりするので、看板でお店を決めることは少なくなったのではないのでしょうか。別の形の広告媒体が急速に進歩しているので、看板がなくともお店の商業活動にそれほどの影響は出なくなっているのではないのでしょうか。美しい景観の為に看板を減らす方向に進んでいただけるといいと思います。初めての観光地に行くときに、案内看板を見ながら向かうということも、昔に比べてなくなったように思います。

委員 行先をはっきり決めてから向かうようにもなりましたね。

会長 そうですね。このことが北勢地域の方にも賛同してもらえるといいと思います。参考意見ですが、そちらの方が長い目で見るとプラスになるのではないのでしょうか。どうもありがとうございました。他に報告事項(3)について何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日は報告事項が中心になりましたが、事務局からの報告は以上になります。何か全体を通してご意見等がありますでしょうか。それでは以上で平成30年度第1回松阪市景観審議会を終了とさせていただきます。

ます。本日はありがとうございました。